

【補助対象経費】

区分	節	細節	歳出科目の例示	備考	
1	報償費	—	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、P.10の県の予算基準以内とすること。</li> <li>コンクール入賞者への賞金は対象外。</li> <li>事業実施団体の構成メンバーへの報償費は対象外。</li> </ul>	
2	委託料	—	各種研究調査委託、登記事務委託、各種講習会委託、事業HP作成委託、イベント開催時の会場設営委託 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な理由がない限り、2者以上から見積書を徴すること。</li> <li>事業の主要部分を他者に委託する事業は、補助対象外。</li> </ul>	
3	工事請負費	—	土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、建具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>2者以上から見積書を徴すること。</li> <li>工事が事業の目的となっている又は大半を占めている場合、事業自体が補助対象外。</li> <li>完成した工事目的物は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、補助対象外。</li> <li>設計費は補助対象外（市町村枠、過疎・中山間地域活性化枠を除く）</li> </ul>	
4	備品購入費	—	機械、設備などの購入費（耐用年数が3年以上で取得価格が10万円以上のもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2者以上から見積書を徴すること。</li> <li>備品の購入が事業の目的となっている又は大半を占めている場合、事業自体が補助対象外。</li> <li>購入した備品は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、補助対象外。</li> <li>既存の備品で応用可能なもの、リースが可能と認められるもの、他の事業でも容易に使用できるものは補助対象外。</li> </ul>	
5	諸経費	賃金	—	アルバイト代（事業主体の構成員だけでは人員が不足するため、イベント前日の準備や当日の運営等臨時的に雇用する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払額は、P.10の県の予算基準を参考とすること。</li> <li>事業実施団体の構成メンバーの人件費は対象外。</li> </ul>
		旅費	—	事業で招いた専門家、講演会の講師の交通費や宿泊費、実施団体が地域外で行う事業PRの際の交通費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊費は、原則、P.10の県の予算基準以内とすること。</li> <li>日常的な打合せなど、実施団体の運営にかかる交通費は補助対象外。</li> </ul>
		消耗品費	—	事業を行う上で必要な範囲内の事務用品、収入印紙、収入証紙、図書、記念品、被服、小規模の小看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期間の使用又は一回の使用で、その性質又は形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得に要する経費（耐用年数3年未満かつ取得価格が10万円未満）</li> <li>物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費は補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））を除く）。</li> </ul>
		燃料費	—	石炭、木炭、灯油、プロパンガス、事業実施に使用する車のガソリン代等	<ul style="list-style-type: none"> <li>灯油代等で実施団体の事務所の運営等にかかる経費は補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）。</li> </ul>
		食糧費	—	弁当、お茶、コーヒー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習会等の当日の講師の飲食代（昼食代・茶菓代等）、過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業（集落等再生計画策定事業））における打合せ会議等の茶菓代は補助対象。原則、補助対象外。</li> <li>原則、酒代は補助対象外。</li> </ul>
		印刷製本費	—	文書・図面・パンフレット・ポスター・チラシ等の印刷代、写真の現像・焼付・引伸代、帳簿・書類・雑誌等の製本代、コピー代等	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売することを目的としたパンフレット、雑誌等の印刷経費については補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））を除く）。</li> </ul>
		光熱水費	—	電気料金、ガス料金、上下水道使用料金等（ガスメータ・量水器等の計器使用料を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施団体の事務所の運営等にかかる経費は補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）。</li> </ul>
修繕料	—	備品等の一部の修繕・補修又は建物等の小規模な修繕等現状復旧を目的とする修繕の経費（家屋・構築物等の小修理、自動車等の修理・定期点検整備（点検料のみの場合は役務費）、窓ガラスの入替え、畳の表替え、庁舎・体育館等の壁・屋根等の塗装（全面塗装を含む）、給排水施設の補修、道路等の小修理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円以上の修繕にあつては、2者以上から見積書を徴すること。</li> </ul>		

5 諸 経 費	役員費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便料（切手、ハガキ、郵便小包、後納郵便料）</li> <li>送料</li> <li>電信電話料（電話料、通信回線使用料等）</li> <li>運搬料（事務用・業務用物品の荷造費運賃（これに付随する人夫賃、荷造料を含む。））</li> </ul>	<p>（特に郵便料、電信電話料について）補助対象の部分と補助対象外の部分を明確に区別できるようにすること。客観的に説明できない場合は、事業に関係する部分であっても補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業を行う上でチラシを郵送した際の切手代、イベント時のPR物品発送代が対象。</li> <li>電話代等で実施団体の事務所の運営等にかかる経費は補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）。</li> </ul>
		保管料	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫の倉敷料（これに伴う保険料を含む）</li> <li>物品の保管料（保管場所の提供のみの契約に係るものは、使用料及び賃借料）</li> </ul>	
		広告料	新聞・テレビ・ラジオ・立看板による広告、航空機・アドバーン等による広告等	害利目的の広告については補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））を除く）。
		手数料	試験・検査・鑑定手数料、経費支払時の送金手数料、各種証明手数料、自動車点検手数料、クリーニング代、収入印紙（許可申請等に添付するもの）等	
		筆耕翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆耕料、謄写料、函面トレース料、タイプ料、ワープロによる情報入力料</li> <li>翻訳料、速記料、通訳料</li> </ul>	
		保険料	イベント開催時の傷害保険料等	事業実施団体及び施設の運営にかかる各種保険料については、補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）。
	使用料及び賃借料	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、家屋、会場、会議室の借上料</li> <li>機械、器具、貸植木等の借上料</li> <li>バス、タクシーの借上料</li> <li>テレビ受信料</li> <li>入場料、拝観料</li> <li>高速道路通行料、有料道路通行料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーの使用にあたっては、利用の目的、区間及び距離を予め明確にしておくこと。また、タクシー利用については、他の交通手段がない場合のみ補助対象。</li> <li>実施団体が入居する事務所の借上料は、実施団体の通常の運営費のため補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）。</li> </ul>
	原材料費	工事用原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工事用原材料購入費	
		加工用原材料費	木工場における厚木、染物工場における綿糸布等の製造・加工用の原材料購入費、料理コンテストや加工品の開発研究に使う材料費、イベント開催時のふるまいに使用する食材費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>できあがった食事や加工品などを販売することを目的とする場合は補助対象外（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ事業（収益事業））を除く）。</li> </ul>
	負担金、補助及び交付金	負担金	講習会の受講料、会議・研修等参加負担金のみ	上部団体への加盟料、参加料等は補助対象外。